

## 【年少射撃資格の認定のための講習会のお知らせ】

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催します。

記

- 1 開催年月日  
令和5年8月17日（木）午前9時から午後4時までの間
- 2 開催場所  
秋田市山王四丁目1番3号 秋田県警察本部第二庁舎5階 会議室
- 3 講習科目及び講習時間数  
空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について、4時間の講習を実施します。
- 4 受講定員  
5人（定員になり次第、締め切ります。）
- 5 受講申込み
  - (1) 受付場所  
住所地を管轄する県内の各警察署
  - (2) 受付期間  
令和5年7月24日（月）から同年8月7日（月）までの午前8時30分から午後5時までの間（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）
  - (3) 必要書類
    - ア 受講申込書 1通  
（受付場所で交付しますが、秋田県警察ホームページからダウンロードすることもできます。）
    - イ 写真 1枚  
（申込前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で、大きさが縦3cm、横2.4cmのもの。）
- 6 講習手数料  
9,800円（受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付してください。）
- 7 その他
  - (1) 年少射撃資格の認定を受けることができるのは、10歳以上18歳未満の方となります。
  - (2) 講習終了後、考査を行い、講習に係る事項を修了したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

問合せ先：秋田県警察本部生活安全部

生活安全企画課営業支援指導係

電話018-863-1111（内線3053～3055）

又は県内の各警察署生活安全課生活安全係